

3. 個々の土地に適合させる規制：許可制 vs.自治体協定

米国連邦法・州法のもとで、個々の点源への政府許可は、規制要求に環境リスクを適合させる主要な手法である。しかしQ-U S Aが必要な排水許可取得の手続はかなり複雑で時間がかかり、しばしば申請者の汚染削減施設の取締審査や改善提案がなされるため、許可申請者に対してかなりの不確実性を与えてしまう。

これに対し日本では既述のように、地域の状況に適合させる程度は地方当局の全国統一基準よりも厳しいエンドオブパイプ排水基準による場合がある。個々の工場レベルでの処理基準は、工場と自治体間の自主協定による場合も多い。Q-J A P A Nも1980年代半ばに協定を結び、国法・条例より厳しい大気・騒音・水質汚染コントロールと、説明責任を自らに課した。

Q-J A P A Nの担当者によれば、自治体当局は協定を結び始めた頃は、厳格な手段を求めて対立的な姿勢を見せていたが、企業が法的義務要求を上回る努力をしていることに気づいた後は、交渉が極めてスムーズに進むようになってきているようである。

最終的に協定は国法や条例の基準よりも厳しく、企業内部の基準よりは緩いところに落ち着いた。Q-J A P A Nの環境問題担当者によれば、日々の工場における作業につき、協定に定めた基準違反に対する経済制裁を明記していなくとも、国法や条例同様の重要性を協定に与えているようである。

Q-J A P A Nの内部基準が米国の許可基準と少なくとも同等であると我々が信じているとしても、Q-J A P A Nの自治体協定による排水基準が米国の規制及びにQ-U S Aの許可における排水基準よりも厳格であるかどうかを決定付けるものは我々にはない。Q本社の役員は、二工場における実際の処理システムは基本的に類似しており、汚染削減効果も同様であると言うが、我々にはこの観点から独自に比較することは困難である。Q-J A P A Nの内部排水基準は判明しても、実際の排水データは機密性の問題から提供されないため、Q-J A P A Nの排出制限とQ-U S Aの排出許可・報告の比較は複雑となる。Qが排出する多くの汚染物質の中では、日本の規制レジームのほうが米国よりも厳しい制限を課しているように見えるものもある一方で、米国のレジームのほうが厳しく見えるものもある。また、米国の基準では触れられない物質が日本のレジームでは処理を要求されたり、その逆ということもある。さらには、同じ物質でも他の用語が用いられていたりもするのである。

V. 企業と行政当局の相互作用

規制プログラムのインパクトは規制制度の一般的構造や規制規則の文言だけでなく、規制当局と被規制者の日々の交流の特徴にもよる。Qにとって、排水コントロールの実際における米国の規制スタイルは多少厳罰化傾向にあり、常にその潜在的可能性があるものとして受け止められている。また、少なくともある局面では、米国の規制許可担当者はその法的影響力を利用して（日本の場合よりも）干渉し、受け入れられないと企業側が考える工程変更を要求する。

A. 許可と届出

日本において企業は排水につながる施設を据え付けたり修理したりする場合、その建設前に都道府県知事又は市町村長から同意を得なければならない。同意権者は法的に規定された数量的排水基準の遵守確保に責任をもつ者である。同意を得るに当たって、Q-JAPANはQ-USAの経験よりも時間もかからない。

同意申請に対する政府の迅速な対応は、製造過程の変化が必要な場合がしばしばあるため重要である。Q-JAPANの届出には60日以内での同意が水質汚濁防止法により義務付けられている。Q-USAにおいてはカリフォルニア州当局の正式の許可に7ヶ月、市町村下水道への排出許可に1年半から3年半がかかるが未決定時に操業が止められてケースはない。ゆえに両国においては、規制の遅れによるQの重大な製造ロスは見られていない。

届出－同意プロセスにおいて、Q-JAPANが行政命令や非公式な計画修正要求を受けたことはない。協定では自治体に、企業の施設が排水基準を達成するのに適切であることを確保するための権限が与えられているが、規制担当者はQ-JAPANのすばらしい遵守記録に影響されており、権限を行使したことがない。これはQ-USAとはまったく異なる。

Q-USAが位置するカリフォルニア州の許可担当行政当局は、エンドオブパイプ水質基準の遵守主張に対して責任を負うが、企業の排水コントロールシステムの特定の技術を明示したり、予備力の程度を直接規制したりする権限は法的に与えられていない。にもかかわらず州行政当局は企業の技術者の計画よりも高いレベルの予備力を河川への洗浄汚水排出に対し要求する。しかし、加算されるコストが莫大なため、Q-USAはかなりの費用を自治体水道処理当局に支払っても下水道への排出を選択する。米国において、州行政当局と適切なレベルの予備力につき同意することは困難である。

B. 説明責任：監視、報告、検査

現代の規制レジームは通常、単に法を遵守するのみならず、その遵守の証拠をも提供させる責任を負わせる。そういった義務的な説明責任手法の中には、排出・排水の監視、遵守関連活動（施設メンテナンスや従業者トレーニング）の記録、政府当局への報告、第三者による認証政府当局による企業設備及びファイルの審査などがある。排水規制の実際においては、Q-USA、Q-JAPANともに排水に関する監視と記録は必須とされる。但し、米国法はより過酷なサンプル採取・検査・報告を要求し、報告は一般市民の閲覧も可能である。

米国では排水の自主的であろうと法に要求されいようと、自主監視データは政府当局に報告されなくてはならない。重要なのは、市民がこのデータにアクセスする権限を法により与えられていることである。日米両国において、市民は企業排水により健康被害にあったときにはその損害を訴えることができるが、個々の損害にかかわらず、直接排出者に対して規制要求を執行するための市民訴訟ができるのは米国だけである。この市民による執行装置には、排水データへの市民のアクセスが不可欠であり、また、ケースこそ少ないが、多数の環境保護団体が訴訟に参加できる状況にある米国レジームでは私的執行訴訟の可能性は常にある。これに対し日本においては利益団体による訴訟は目立った脅威ではな

いと考えられている。

Q-JAPANは自主監視データを政府当局に報告する必要はない。しかしながら、自治体協定において汚染物質がカバーされるため、協定には従っている。Q-JAPANの環境担当者は、(承諾する状況は考えられないが、)自治体が企業の承諾なしに報告の情報を公開することはないと信頼している。さらに、自治体行政当局も、企業の排水情報を公開するか否かにあたっては、市民のパニック状態を避けるように努力すると声明している。ゆえに、米国レジームと異なり、日本ではまるで汚染情報に対する行動能力に懐疑的であるかのように、市民に対してパターンリスティックな姿勢が採られる。

Q-USAは、資源回復保全法(RCRA)のもとでの廃棄物管理レジームにおける記録・報告要求に比べれば、排水報告要求はそれほど重荷ではないと考えている。Q-USAの環境問題担当外部弁護士によれば、排水規制レジームにおけるサンプル採取・サンプル分析・記録・報告といった要求は合理的であり、コストもそれほどかからず、産業界から多くの不満が噴出するというわけでもないようである。

Q-JAPANの法に規定された報告要求は(米国よりも)過酷ではなく、市民に公開されにくいにもかかわらず、Q-JAPANはより頻繁に政府の企業設備検査を受けているようである。しかし、Q-USAの年1回に対し年5回も受けているのは、日本の検査官が企業の記録とサンプルに対する照会を制限しており、個々の検査も特定の汚染物質のみに限定しているからである。さらに、Qの役員の話では、日本の行政当局は検査の結果、その準拠規則が簡単な排水基準であり、工場が常に完全遵守しているため、Q-JAPANに対してはせいぜい非公式で極めて一般的な行政指導をするのみである。

対照的に、Q-USAの環境管理者は、RCRA規則よりも水質汚濁のほうが目立たない問題関心であるにもかかわらず、多数の米国の規則は極めて詳細かつ複雑で、何かしらの規定に引っ掛けて行政当局は企業の規制不遵守を見つけ出すと不平をこぼしている。それでも、米国で適用される規則は単なる数量的エンドオブパイプ基準に加え、質的な水質基準をも含む。企業は現在、そして将来にわたり全ての適用されうる連邦の要求を全て遵守しなくてはならないと許可に定められているため、Q-USAの担当者は規制遵守に自信がないように見える。

C. 違反への法的制裁

米国における規制執行は他国と比べてより厳罰化傾向にあるといわれている。しかし、この法規どおりのイメージは排水規制に関しては、Q-USAの経験を断続的にのみ描いている。連邦法と州法は水質汚染防止当局に過失による違反に対する高額な刑事罰金をも含む極めて強い行政・民事・刑事制裁を行使する権限を与えているが、Q-USAの経験では、排水規制違反については米国行政当局が裁量を働かせるため、権限が行使される場合と行使されない場合が出る。それでもQ-USAは、行政当局は予測不可能で法に基づく行動は常に現在の脅威であるとみている。

一方で、Q-JAPANにおいては、何らかの違反により告発されたことはなく、法規どおりの行動も脅威に感じていない。水質汚濁防止法は法的制裁を、明白で健康に有害な環境損害に関連付けている。企業が指定有害物質の排出を通じ人の健康を害したときには、水質汚濁防止法の下で過失によることが証明されようともそれにかかわらず損害賠償を支

払うという厳格な責任がある。(これを見て) Q 本社の役員は、法が厳格に執行されていると信じているが、人体の健康に損害が発生しない規制違反については Q - U S A と比しても公式に告発や制裁を受けることは少ない。

加えて、Q - J A P A N が直面する規制スタイルは、米国と異なり、日本のレジームには行政が発する民事的制裁の規定がない。公衆の健康に対する明らかなリスクがなければ、通常日本の行政当局は見つかった違反への対応として違反の治癒・改善へ向けた行政指導を選択する。もしも企業の対応に満足できない場合には、事件を警察・検察に任せて裁判所による制裁を採求するのである。

Q - U S A の経験では、環境損害を伴わない規制違反については、関連行政当局はしばしばかなりの程度柔軟である。Q - U S A の自治体廃棄物 (?) 処理施設への排出監視については、当局は首尾一貫して法規に忠実という態度ではない。

Q - U S A の河川への排出はカリフォルニア州の行政庁である地域水道局によって直接規制される。Q - U S A は、一定の季節につき小川からくみ上げている水質が pH 制限に既に違反していたため、この規制の pH 制限に断続的に違反していた。州の執行当局は排水停止を命令したが、Q - U S A の担当者が違反発生原因の説明をしたところ、Q - U S A が水質にインパクトを与えた直接の原因者ではないということで問題解決は交渉に委ねられた。しかし、このような当局の反応は保証されているわけではない。企業の担当者は、どのような結果になるかはそれぞれの規制担当者の個人的資質と、州当局の執行を審査する連邦担当者が法規に忠実なアプローチを支持していないかどうかによって左右されると考えている。

Q - U S A が犯したひとつの違反は、洗浄排水が下水道ではなく誤って河川へ排出されてしまった事例である。このとき排水は河川水の基準を満たしており、それゆえ、人体の健康や環境に対する影響もなかった。にもかかわらず、法的には事実は無許可排水であり、Q - U S A が自主的に違反を報告し迅速な対応をしたのもむなしく 2 5 0 0 0 ドルの課徴金が課された。これは行政当局によればこの状況下では最少額である。

今ひとつのさらに深刻な違反は、工場の排水処理施設で使用されている水酸化ナトリウムが付近河川に誤って流出した事例である。これは清浄水法違反とされ、小川の pH 値が上昇し、魚やカエルが死亡した。Q - U S A は自主的に違反を報告し、小川の汚染された水をポンプでくみ上げるなど迅速に対応し、さらには将来の同様の事態に備えて 1 0 0 0 0 0 ドルをかけて遮断スイッチを導入したにもかかわらず、再び 2 5 0 0 0 ドルの課徴金を課された。金額を計算するに当たって、州行政当局はこの第 2 の違反を前記の無害だが無許可による第 1 の違反と比較考量することを選択した。ここ (同額) から、法規に忠実な枠組みの中での決定であることが分かる。

VI. 異なる規制スタイルの結果：企業のインセンティブ、態度、コスト

この章の最初で述べたように、Q は、全ての子会社に、全国的な規制基準を上回る内部基準を採用し、積極的な環境管理システムを構築し、リサイクルと廃棄物削減の観点から特定のコミットメントを採用するよう呼びかけ、企業環境経営計画を策定した。しかし、個々の子会社は、本社からの施策同様にそれぞれの国の直接の経済的・政治的・法的環境

から生まれるシグナルや脅威にも対応している。Q-U S Aの環境管理担当者は特に公式の法的要求とその背後にある法的制裁の脅威に特に敏感である。彼らにとってのインセンティブとは、より詳細で複雑で不確実な法による法的トラブルから企業を遠ざけておくことにあるように見える。結果として、Q-U S Aはいやいやながらも内部排水基準やI S O 1 4 0 0 0管理システムの支持、そして監査要求といった公式のコミットメントを採用するのである。

これとは対照的に、Q-J A P A Nの担当者にとって、法の文言はより突出したものではなく、複雑なものでもない。法は深刻な違反に対し厳格な責任を課す力を持ったものであり、日本の環境法が義務的においている「汚染防止 supervisor」「汚染防止管理者」は、深刻な環境損害を引き起こす違反については制裁に服する。しかし、行政当局は潜在的に不合理な存在とはみなされず、法的制裁の脅威も企業が十分な汚染コントロールシステムを維持している限りは、むしろ遠い存在である。同様に、法への遵守も重荷や最優先とはみなされない。Q-J A P A Nにとって、規制基準を満たし、それを上回るインセンティブは法的脅威からというよりも、政治的社会的圧力から生じている。

Q-U S Aの環境管理者にとって、莫大な民事課徴金やクラスアクション訴訟を引き起こす排水の不都合な流出が悪夢であるとするならば、Q-J A P A Nの環境管理者にとっての悪夢は否定的な世間の評価の広がりや地域の政治的対応、市民の非難を引き起こす排水の不都合な流出である。日本において、先進的な環境配慮の評判は重要な経営資産になる。ゆえに、Q-J A P A Nの担当者が直面しているインセンティブとは、企業が法的基準を上回る継続的努力をしていることを示し、市民としての善行を証明する高度に明示的な施策を採用することにある。ゆえに、Q-U S Aでは対立構造的な法的手続からいやいやながら採用された内部排水基準やI S O 1 4 0 0 0が、Q-J A P A Nでは切望される規範となるのである。

二つの規制レジームはQ本社の子会社監視・コントロール能力についての特異な効果も内包している。日本においては、それほど達成が困難ではない明白なエンドオブパイプ排水基準に対する法の強調が、子会社判断基準と子会社の汚染削減達成測定基準を提供する傾向にある。米国においてはより詳細で複雑で厳格な法により、子会社を法的トラブルを避ける能力のみを基準として評価する傾向にある。

A. 法的複雑性と不確実性への対応

日本の排水規制規則関連の本は1インチ（2. 5 4 c m）ほどの厚みで足りるのに対し、米国は4フィート（1 2インチ）の本棚が埋まってしまう。ゆえに、連邦・州・市町村の行政庁及び裁判所により、しかも首尾一貫していない場合もある、広まっている規制要求を理解し一致させようとするのに、Q-U S Aの環境管理者は、Q-J A P A Nよりも多大な時間をかけている。

しかしそうであっても、法的不確実性はいまだに残っている。米国規制法はしばしば流動的であり、例えばカリフォルニアの水質汚濁規則はE P Aには緩いといわれ、市町村には厳格だといわれ、結局環境保護団体が訴えた連邦裁判所は、E P Aに新たに規則を作りなおすよう命令した。実際に企業が自ら規則を完全に描き出すことは不可能である。

Q-U S Aにとって、違反の中にある何かしらの行動に付随する法的な複雑性、不確実

性、潜在的法的制裁は、Q-JAPANにはない種々のコストを伴う。最も顕著なのは法的なアドバイスや外部審査やワークショップにかかる費用である。そして重要なのは、企業の従業員である環境管理者が汚染コントロール・削減といった直接の仕事でなく、法的展開に遅れずに、明らかにし、対応するために時間を使ったことによって生じる機会費用である。これは、環境に対する積極的役割よりも法的な保守的役割を果たしているともいえよう。Q-JAPANの担当者は前者により時間が割ける。

しかし、米国の複雑で厳罰化傾向にある規制システムにおけるより不可解なコストは、Q-USAの担当者へのインパクトである。Q-USAの担当者は法的に不確実な環境の下で、少なくとも彼らが重荷でやっかいと感じている規制遵守の問題にかかりっきりになっているように見える。Q-USAの担当者は一方で環境保護という目的にコミットしながら、その時々の特定の規制規則への違反を不面目というよりも不可避なものとして捉えているように見える。深刻な損害を伴わなくてもしばしば故意ではない違反に対して法的制裁が加えられる米国においては、規制「違反」に付随する社会的汚名は、制裁が深刻な違反のためにあると考えられている日本よりも厳しいものではないように見える。

我々が結論付けるに、日本において規制レジームはより大きな「規範的重要性」を集中しているもののように見える。それは、一部にはQ-JAPANの担当者が規制レジームを包括的で、合理的で、予測可能なものと見ているところにある。このことは、管理者と従業員に作用することによって規制規範の内部化を促進しているようである。対照的に米国の変動する、中心の分散している特徴は、法の（脅威ではなく）規範的重要性を損なっているように見え、規制規範と完全遵守思考にとって、企業の文化と計画過程が浸透することをより困難にしているように見える。

B. 企業環境施策への対応：規制基準を上回る自主的遵守

日本のQ本社は、子会社に向け、少なくとも規制排水制限よりも10%厳しく制限するよう要請する公式な全企業的施策を公表している。この企業施策に対しても、異なる規制レジームにおける業務のためにQ-USAとQ-JAPANでは対応が異なる。

1. 規制基準を上回る遵守と規制基準の変化

Q-JAPANもQ-USAもともにエンドオブパイプにおける数量的排水基準については基準を上回る自主的遵守を行っている。工場が通常の状態で一貫して遵守を達成している場合には、基準を上回る遵守は管理システムに組み込まれている。また、基準を上回る遵守は規制基準強化に対する備えとなる。基準を上回る自主的遵守は基準強化前の早期遵守と捉えることもできる。

しかし、日本では本社及び所属する業界団体が政策形成過程に参加しているというところからも分かるように、Q-USAはQ-JAPANほどに新たな規制展開を予知することはできない。その理由は、米国の環境規制過程特有の法的政治的不確実性による不利にも求めることができよう。不確実性によって将来の法的基準を満たすかが分からなくなってしまうため、新たな汚染削減手段を導入することをハイリスクにしてしまうのである。

2. 異なるインセンティブと企業内部の排水基準

Q-JAPANの担当者は規制基準を上回る自主的遵守が結果として肯定的な評判を生む一方で、規制基準違反が結果として否定的な評判を生むと確信しているが、Q-USAの担当者には受け入れられていない。

規制違反が明らかになることに関する日本企業が感じる不安は、一部には日本企業がその汚染パフォーマンスを市民に完全に公開したことがないという事実による。米国では環境保護団体が排水データにアクセスすることが法的に認められているため、市民は問題のある排出者を特定することができる。一方で問題のない排出者は騒がれることはない。日本では関連情報が皆無なので、ひとたびある大企業が規制に違反するとたちまち市民は強烈に反応するのである。

日本においては、違反による世間の評判の低下は一連の悪名高い水質汚濁公害の記憶によって増幅されてしまう。今日では日本のメディアにおいて日本の大企業による排水関連法規違反はトップニュースとして取り上げられてしまう。

一方でQ-JAPANの担当者は規制基準を上回る遵守が、結果として日本の地方環境規制当局の目からは、企業にとって肯定的な評判を生むことも信じている。規制基準を上回る遵守により、事業拡大や工程変更といった企業の提案が地方当局に好意的に判断してもらえるかもしれないのである。

結果的に、Q-JAPANが自主的に公表した厳格な内部基準は規制違反を避けるための追加的な用心としての役割を果たす。実際の排水の変動データに基づいて、通常の場合で最も排水が集中する場合に合わせて、それよりもさらに厳しいレベルに基準を設定する。内部基準違反は処理システムの悪化を意味し、内部基準違反が確認されたらそれが法規違反になったり環境損害が発生する前に内部で問題解決をめざすことができるのである。

一方で、Q-USAは内部基準を公表していない。Q-USAの担当者は過剰に規制されていると感じており、追加的に遵守すべき規範を策定することに消極的なのである。さらに、もし自主的内部基準を採用して良い評判を得たとしても、行政当局の態度がより温和になるとは信じられないのである。もちろんQ-USAの担当者も行政当局と良好な関係を構築しようとはしているものの、お互いにそのような関係が規制執行を緩めることにつながるとは考えていない。それは行政当局が一般的に法規に忠実なレジームの中で活動しているからである。

C. ISO14000と環境管理制度

全企業的計画によると、Q-JAPANは工場がISO14000シリーズの環境管理基準を遵守しているという第三者機関の認証を必要とする。それは文書化された環境問題監査計画を必要とし、それを解決して環境パフォーマンスを改善するものである。Q-JAPANの担当者によれば、自らの環境管理活動の成文化によって、現場において管理者及び従業員が何をすべきかを詳細に明確化することができたということである。日本における全国的規制は米国に比して過酷でも詳細でもないため、ISO14000を利用することで米国レベルの現場における明確な指示が実現できるのである。

米国においては、一方で環境管理業務の進展がそういった認証を必須で望ましいものとして促進してきているが、米国の伝統的な考え方からはISO14000の認証取得に対

し一旦立ち止まって考える姿勢が採用されている。Q-USAの担当者は、ISO14000の遵守が規制要求に対して何の助けにもならないのであれば、自主的に採用することには消極的である。

ISO14000に対する対応の違いは、環境問題担当者の製造決定における調整の相違と平行である。Q-JAPANの役員は環境問題担当者にとって製造設備に関する決定に参加することは正当であると考えている。それとは対照的に、Q-USAの環境部門は、製造に関する決定に環境問題担当者を参加させることが企業の環境目標の達成には必要だということを役員に説得するのにより困難な時間がかかっている。この対比は絶対的なものではないが、Q-USAでは製造設備に関する決定において環境問題が考慮されたのは1回に過ぎないが、Q-JAPANにおいては多くの決定において考慮されているのは事実である。

VII. 結論

Q-JAPANもQ-USAも、それぞれの国の排水規制規則を遵守—実際には基準を上回る自主的遵守—している。しかし、Q-JAPAN型の自主的内部基準と環境管理というシステムの観点からは、Q-JAPANの遵守のほうがより組織的で制度化されているという評価が公平であろう。ゆえに、汚染物質によっては米国の排水コントロール制限の方が厳格であるにもかかわらず、法規に忠実な手法という米国排水規制レジームの特徴が、Q-USAとその周辺地域の環境パフォーマンスをよい方向に導かなかつた。

逆説的に、Q-JAPANの担当者はより詳細に明確化された規則や違反者に対する積極的な行動という点で、米国の産業排水規制レジームの特徴を賞賛もしていた。法的明確性は企業に特定の手引きを与え、法規どおりの執行公平に規制の負担を課することになる。日本のシステムは透明性に欠け、行政指導は不公平な結果を招くという批判もしていた。Q-JAPANの担当者の中には、自らの企業は完全遵守を達成しており、行政当局は法文どおりに動き、積極的な環境管理にコミットしない企業の違反に対して制裁を課すべきであるという者もいる。

また、Q-USAの経験から学んだ逆説は、法的に公式であることは必ずしも法的確実性と平等な遵守を生み出すわけではないということである。Q-USAの環境管理者にとって最も深刻な問題だったのは法的不確実性、もっと具体的には法的制裁を避ける能力に対する不確実性を生む複雑で、柔軟で、権限分散化傾向のある規制を完全に遵守しているのかという不安であった。このことは、Q-JAPANが感じた、外部に対しては透明性が低い企業が担当者には明確なメッセージが伝わるという点での、規制レジームにおける自らの義務に対する確実性と安定性とは対照的である。

米国レジームにおける法的な公式性と特殊性は以下の点において法的な安定性を生み出さない。1) 種々の技術や状況の全ての要求を文書化することの内在的困難性。2) 努力によって生み出された法的複雑性は異なる規定の解釈と調和を困難にする。3) 被規制企業の法的理解と遵守の誤りは、しばしば法的制裁に直結する。さらにこういった問題は米国レジームの権限管轄の複雑性によりさらに悪化する。そういったレジームの中でQ-USAのような企業は連邦・州・市町村の調整が不完全で、時には裁判所に持ち込まれたり政

党の影響を受ける規制要求を処理しなくてはならない。そして規制の不確実性は法的柔軟性によって強化される。我々が確認できたQ-JAPANとの最も顕著な違いは、Q-USAが法的要求は何であるのかの理解を確保するために種々の手段を講じていることである。

米国の規制レジームにおける法的複雑性と不確実性は、相互不信と政府権限の分散、公式の法的紛争処理の推進といった米国の政治制度の基本的特徴を反映している。Q-JAPANの親会社は業界団体の中枢におり、日本の規制政策立案当局と非公式の継続的交流があるため、規制要求に安定性があるが、米国では同様の業界団体と連邦政府の間の交流は皆無である。

結論付けると、日本の排水規制はQ-JAPANに規範的重要性を持ち込んだのに対し、米国規制はそうではないということになる。Q-JAPANの担当者は、より組織的に企業環境管理と汚染削減目標にコミットしているように見えるのに対し、Q-USAの環境関連遵守担当者は一方で企業環境施策に注意しながらも、規則と行為が潜在的に恣意的と捉えられるような複雑で予測不可能な規制レジームによるトラブルに、企業を「巻き込まない」というより保守的な役割を果たす。Q-USAは一般に良好な規制遵守記録を維持しているが、Q-JAPANほどに一貫してはおらず、何が法的に要求されているかということを超えてまで環境パフォーマンスを改善しようという前向きな姿勢は、十分には感じられないのである。

(清水晶紀)